

## 社会福祉法人新生会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新生会（以下「この法人」という。）定款第9条及び第24条の規定に基づき役員及び評議員の報酬等について定めるものとする。

### (定義等)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員のうち常勤役員とは、この法人の事業所を主たる勤務場所とする者をいい、非常勤役員等とは、常勤の理事以外の者をいう。
- (3) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費、日当）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員職務執行の対価として報酬を支給する。ただし、この法人の職員（社会医療法人名古屋記念財団又は医療法人新生会の職員を含む。）を兼務し、職員給与の支給を受けている者に対しては、この規程に基づく報酬等は、支給しないものとする。

2 評議員には、定款第9条で定める範囲内で、報酬を支給する。

### (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の定款第24条に規定する報酬の総額は、年間 66万円以内とする。

2 この法人の全監事の定款第24条に規定する報酬の総額は、年間 15万円以内とする。

3 役員及び評議員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 常勤役員に対する報酬等の額は、別表1に定める額
- (2) 非常勤役員等及び評議員に対する報酬等の額は、別表2に定める額

4 同一日に開催された評議員会、理事会、評議員選定委員会等に出席した場合の報酬等は、最初の会議の額を支給し、重ねて支給しないものとする。

- 5 前項の規定は、同一日に開催された社会医療法人名古屋記念財団又は医療法人新生会の理事会又は評議員会等に出席した場合に準用する。

(報酬等の支給方法)

- 第5条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、毎月25日とする。ただし、その日が休日又は金融機関の休日にあたる場合は、前日とする。
- 2 非常勤役員等及び評議員に対する報酬は、当該会議に出席したなど業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、通貨をもって、本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令等の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった場合は、立て替え金、積立金等を控除して支給する。

(その他の費用)

- 第6条 この法人の役員及び評議員が職務遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要に応じて前払いすることができる。
- 2 役員及び評議員が出張する場合には、あしたの丘旅費規定に基づく旅費を支給することができる。

(公表)

- 第7条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

- 第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

- 第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を経て理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月20日(定時評議員会の議決の日)から施行する。
- 2 あしたの丘役員の報酬規定(平成20年4月1日)は、廃止する。

別表 1 (常勤役員の報酬)

役 職 名	報 酬 の 額
常 勤 役 員	無 償

備考 旅費等の計算方法は、あしたの丘給与規程による。

別表 2 (非常勤役員等及び評議員の報酬)

役 職 名	報 酬 の 額
(1) 理事	
理事会等の会議へ出席の都度	日額 12,450 円
(2) 監事	
監事監査等へ出席の都度	日額 12,450 円
(3) 評議員	
評議員会等の会議へ出席の都度	日額 12,450 円

備考 会議へ出席した場合の旅費は、出席の都度、日額 3,000 円とする。